

入間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第8号）

1 経緯

埼玉県から、家畜伝染病発生時の防疫措置に係る協力の依頼があり、今後、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が市内の畜産施設で発生した場合、市職員も防疫措置業務の現場対応をすることになる。

2 改正内容

特殊勤務手当のうちの防疫業務手当の支給対象を次のとおり整理する。

- 防疫業務手当の支給対象となる「感染症」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年第 114 号）第6条第2項及び第3項に定める感染症（一類感染症及び二類感染症）並びに市長がこれらに相当すると認める感染症」と明確化する。
- 感染症の発生に伴う防疫業務に従事した際の、防疫業務手当の支給対象となる業務について、現行の「感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理」を「感染症の患者若しくはその疑いがある者と接する作業又は感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理」に改める。
- 上の改正に伴い、感染症による在宅患者への保健指導を削除する。
- 防疫業務手当の支給対象に、「家畜伝染病の病原体を有する家畜（疑いのある家畜を含む）に対する防疫作業」を加える。

3 施行日 公布の日（令和5年1月1日適用）